

千葉県土地改良財産管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>第一条～第十三条 略 (用途廃止の承認)</p> <p>第十四条 譲受者は、譲受財産の全部又は一部の用途を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする譲受者は、土地改良財産用途廃止承認申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の承認は、土地改良財産用途廃止承認書(別記第十号様式)を交付して行う。</p> <p>第十五条 略 (財産の返還)</p> <p>第十六条 知事は、譲与契約を解除した時は、速やかに、譲受財産を無償で返還させるものとする。ただし、譲受財産が第十四条第一項の承認を受けたものである場合で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、譲受者の負担で譲受財産を解体するときは、この限りでない。</p> <p>一 譲受財産(土地を除く。)以下次号及び第三号において同じ。)の全部又は一部について、国及び県が交付した県営土地改良事業に係る補助金の額に相当する額の金銭を県に納付したとき。</p> <p>二 譲受財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号) 別表第一(水利権にあつては、同令別表第三)に規定する耐用年数を経過したとき。</p> <p>三 譲受財産が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用前に生じたものであるとき。</p> <p>第十七条～ 略</p>	<p>第一条～第十三条 略 (用途廃止の承認)</p> <p>第十四条 譲受者は、譲受財産の全部又は一部の用途を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする譲受者は、土地改良財産用途廃止承認申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の承認は、土地改良財産用途廃止承認書(別記第十号様式)を交付して行う。</p> <p>第十五条 略 (財産の返還)</p> <p>第十六条 知事は、譲与契約を解除した時は、速やかに、譲受財産を無償で返還させるものとする。ただし、譲受財産が第十四条第一項の承認を受けたものである場合で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、譲受者の負担で譲受財産を解体するときは、この限りでない。</p> <p>一 譲受財産(土地を除く。)以下次号及び第三号において同じ。)の全部又は一部について、国及び県が交付した県営土地改良事業に係る補助金の額に相当する額の金銭を県に納付したとき。</p> <p>二 譲受財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号) 別表第七に規定する耐用年数を経過したとき。</p> <p>三 譲受財産が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用前に生じたものであるとき。</p> <p>第十七条～ 略</p>